

【質問】病院（診療所）において診療のために窓口で支払う金額が変わります。もちろん多い少ないもあり、説明を受け領収書をもらうのですが難しくよく分かりません。具体的にどう違うのか詳しく説明してください。

（主婦）



初診料算定は非常に複雑

【回答】すべての医療機関は政府が決めた診療報酬に沿って治療費を計算しています。外来における一部負担金（窓口負担金）は一般は三割、家族は二割、七十歳以上の方は収入によって二割と一割に分けられています。医療費は初診料、再診料をはじめ、各種指導管理、投薬、注射、検査、画像診断（エックス線など）、手術、処置、麻酔などの合計で決まります。初

窓口負担金

診料は病院、診療所でそれぞれ違い、年齢、時間帯、休日でも違ってきます。健康診断を受け何か異常を指摘され、その医療機関で治療を開始した場合や労災、自賠責など他の医療保険給付を受けている場合に他病を併発し、同じ医療機関で治療を開始した場合、初診料は算定できません。しかし当該医療機関と別の医療機関にかかったり、紹介された場合は初診料は算

定できません。また患者さんが勝手に診療を中止し、一カ月以上たって再び同一病名、同一症状によるものであっても算定できません。ただし、慢性疾患など明らかに同一の疾病と思われる場合には初診料は算定できません。

次に同一日に同一疾病を再発した場合、例えば朝ぜんそく発作を起こし、注射などでいったん治まり、夜になって再び発作が起こり

病院、年齢などで違いも

診察を受けるとか、小児科（ちゅう）内障入ゼロー二歳くらいの乳幼児の肘（ひじ）関節の亜脱臼Vを外科が整形の先生に整復してもらい、夕方に転んで再び整復してもらった場合、同じ医療機関でそのつど初診料は算定できません。

年齢に関しては六歳未満の乳幼児の場合に、時間帯では時間外（午後六時以降）、深夜（午後十時から翌朝六時まで）に受診した場合に、また休日に受診した場合、それぞれ加算されます。

このように初診料算定だけみても非常に複雑で分かりにくい仕組みになっています。不審な点は遠慮なく窓口へお尋ねください。

（県医師会）